住宅用火災警報器設置説明書

（貸室管理者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

本日、住宅用火災警報器の設置状況および取扱い方法について、下記事項のとおり説明を受け、本書を受領いたしました。

記

１．　住宅用火災警報器の種類（　□　熱式　・　□　煙式　）

２．　住宅用火災警報器設置箇所（□　寝室　・　□　居室　・　□　台所　）

３．　住宅用火災警報器取扱い方法（詳細は別紙「取扱説明書」を参照のこと）

①　住宅用火災警報器は１年に１度の動作確認が必要です。

②　電池寿命は10年間です。（有効期間　平成　　年　　月　　日）

③　住宅用火災警報器は貸主の財産であるため、維持管理については借主が責任を持って管理します。

千葉市火災予防条例が平成20年6月1日より改正施行されます。
（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）
第29条の3　住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分に設けなければならない。
・就寝の用に供する居室
・台所

以上

平成　　年　　月　　日

借主（氏　名）

（住　所）